

寒川町規則第4号

寒川町まちづくり推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寒川町自治基本条例（平成18年寒川町条例第32号）第30条の規定に基づく寒川町まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 推進会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者について町長が委嘱する。

- (1) 公募による町民 6人以内
- (2) 町議会の議員 2人以内
- (3) 町教育委員会の委員 1人
- (4) 町農業委員会の委員 1人
- (5) 町の区域内の公共的団体の役員又は職員 9人以内
- (6) 学識経験を有する者 1人

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議事録）

第5条 会長は、会議の議事録を会議後すみやかに作成し、公表するものとする。

（庶務）

第6条 推進会議の庶務は、町民環境部町民課において処理する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営その他推進会議に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年9月19日から施行する。